

決 議

(平成23年5月26日 於 通常総会)

社団法人日本産業機械工業会

わが国は、東日本大震災により、未曾有の国難に直面している。

今はまず、正常な日常生活や生産・流通活動を一刻も早く取り戻すため、被災者支援、被災地復興、原子力問題の早期収束にわが国全体が総力を挙げて取り組んでいかなければならない。

なお、今回の震災では、被災地で多くの製造工場の操業がストップした他、電力の供給不足等の混乱により、多くの産業で企業活動が停滞している。

他方、海外においては、サプライチェーンの混乱や放射能汚染の風評被害の拡大による日本製品離れが懸念される状況にある。

今後、これらリスク回避のため、安易な海外シフト等が進めば海外への技術流出や産業の空洞化が進み、結果的には国内市場の縮小を招くこととなり、わが国が受ける経済的な打撃は更に広がるとも考えられる。

こうした危機的状況を打開し、日本経済を再び成長軌道へ乗せるためには、政府による新しい日本の創造に向けたグランドデザインの一刻も早い策定が不可欠であり、政府の力強いリーダーシップのもとで、ひとりひとりが、個々の企業が力を合わせ、この困難に立ち向かっていかなければならない。

我々産業機械業界は、社会インフラから生産設備まであらゆる資本財を提供する復興の担い手として、最大限、でき得ることに取り組んでいく所存である。また、関連業界と協力しながら、被害に遭われた企業の支援に全力であたると共に、日本の「ものづくり力」の維持・強化に取り組み、わが国経済の成長と産業の発展を目指し、益々努力していかなければならない。

よって、政策当局に対し、被災者支援、被災地復興と成長基盤の整備に向け、業界の決意を表明すると共に、必要な諸施策について以下の通り要望を行うものとする。

1．早期復興を目指すための施策

- (1) 原子力問題収束の見通しを早期に明確にすると共に、早期復興と新しい日本の創造に向けたグランドデザイン等を早急に策定すること。
- (2) インフラ復旧工事や廃棄物処理等に関する諸規制の緩和と共に、許認可等の事務手続きの簡素化・迅速化を図ること。
- (3) 復興特区の設置やPFI手法の活用等により、住宅再建や産業復興等の迅速化を図ること。
- (4) 被災した製造工場や物流等について、復興支援の拡充等により早期の復旧を図り、サプライチェーンの正常化、地域経済の再生を加速させること。
- (5) 災害に強い国土づくりに向け、公共投資の拡充・前倒し執行等により、雇用や需要の維持・創出に努めると共に、将来の安定した成長に欠くことのできない安全で安心な社会の構築を目指すこと。

2．製造業の競争力強化に向けた施策

- (1) 東日本大震災により、サプライチェーンの混乱や電力不足等の影響で事業活動に支障を来している中小企業へのセーフティネットについて、充実を図ること。
- (2) わが国製造業が今後も強い競争力を発揮していくためには、技術力と生産性を更に高めていく必要がある。そのため、企業の設備投資や研究開発投資を促進させる税制優遇措置や補助金・補助事業等の施策を一層充実させること。
- (3) 新事業・新産業創出のベースのひとつとなる産官学連携による技術・研究開発の推進、企業や産業の枠を超えた研究交流の実行、次代を担う企業の若手研究者への支援制度の拡充など、企業によるイノベーションを加速させる各種施策を一層充実させると共に、「ものづくり」を支える人材供給・人材育成の施策を総合的に進めること。
- (4) 為替相場の急激な円高とその定着は、製造業の業績や輸出競争力等への大きな影響が懸念される。円高是正に向け、各種施策を機動的・戦略的に展開すること。
- (5) わが国の法人税の実効税率は海外に比べ高い水準であり、企業の社会保険料負担も重い。わが国製造業の競争力の強化、国内産業の空洞化阻止、企業活力の活性化等の観点から引き下げを図っていくこと。

3．新エネルギー・省エネルギー、安全管理に資する施策

- (1) 東北電力・東京電力管内の電力の需給ギャップが当面続くと見込まれる中、計画停電の発動を回避すべく更なる電力需要の削減を目指し、新エネルギー・省エネルギー機器等の導入を促進させる税制優遇措置、補助金・補助事業等の施策を一層充実させること。また、新エネルギー・省エネルギー機器等の開発を促進させるため、これら機器等の製造者へのインセンティブ付与等を充実させること。
- (2) CO₂ 排出量の削減や電力の供給不足の解消にも有効である風力や太陽光、太陽熱、バイオマス発酵ガス発電等の新エネルギー機器について、開発・普及の促進を図ること。
- (3) 安全・安心社会の実現に向け安全な機械を普及させるために、機械安全の国際標準に基づく設計指針及び現場安全管理標準等の制定を推進すると共に、機械安全標準の普及に努めること。また、安全強化に寄与する各種投資には税制上優遇措置等の支援策を講じること。

4．海外事業活動の促進・支援に関する施策

- (1) サプライチェーンの混乱や風評被害等により、わが国産業に対する信頼や評価が損なわれないようにするため、国内産業の正常化を強力に推進すると共に、原子力問題の早期収束とその正確な情報の発信を行うこと。
- (2) アジア諸国を始めとする世界経済の発展とわが国の経済成長を図るため、EPA・TPPの取り組みが震災により遅れることのないよう、強力に推進すること。
- (3) 中国や新興国への技術流出・模倣品問題は益々大きくなっている。知的財産保護に関する情報提供や紛争処理における支援をより強化し、当該国との協議を進めること。
- (4) 租税条約の締結国の拡大に努めると共に、輸入国側による高関税や数量制限、或いは特殊な規格への適合要求といった非関税障壁の撤廃に向け早急に対処すること。

当業界のなすべき事項（決意）

1．震災に関する対策

- (1) インフラ施設や生産設備の早急な復旧に業界一丸となって取り組むと共に、被災された「ものづくり」の現場を全力を挙げて支援する。
- (2) 政府の「夏期の電力需給対策の骨格」に基づき、東京電力・東北電力管内において事業活動を行う会員企業は、最大使用電力の削減に協力する。

2．産業競争力強化に資する基盤整備と企業の活性化

- (1) 「ものづくり力」の強化、革新的技術・製品の開発により、わが国製造業の競争力の更なる強化に貢献すると共に、付加価値の向上を図る。
- (2) 環境保全・省エネ・新エネ技術・製品の水準向上等、地球環境分野での貢献を含め、新規成長分野の開拓と海外戦略の強化に努める。特に、風力発電やバイオマス等の新エネルギー分野での新たな需要の開拓に取り組む。
- (3) 産業機械の標準化・規格化を推進し、市場のグローバル化への対応を図ると共に、更なる産業の発展を目指す。
- (4) 顧客、投資家、従業員及び社会からの期待に応え、業界の一員として法令の遵守を含めた社会的責任を果たしていく。
- (5) 産業振興に寄与する対策を検討し、取りまとめた上で政策当局に提言していく。

3．国際協力・国際交流の推進

- (1) アジア諸国における環境保全に貢献するため、現地メーカーや団体等と環境保全に関する技術交流、啓発・普及活動を推進する。
- (2) 調査団等を派遣し、海外市場に関しての的確な情報把握に努める。
- (3) 海外の産業機械業界との協調関係をより強化する。

4．環境問題への対応

- (1) 「産業機械工業の環境自主行動計画」に掲げる目標達成に向け、対応策を着実に実行する。
- (2) 揮発性有機化合物（VOC）の使用削減のため、大気排出実績等の調査研究を進める。
- (3) 地球温暖化問題の解決、廃棄物の排出削減、再利用、再資源化のための革新的技術の開発に努め、そのPR・普及のための各種活動を推進する。
- (4) 「産業機械工業の環境に関するグランドデザイン」に沿った活動の一環として「環境活動報告書」の内容の充実を図る。

5．その他

- (1) 経済対策、税務問題、労務問題、法務問題等を検討し、業界の発展に資する意見を取りまとめる。
- (2) 従業員、企業、業界の組織的努力により安全意識を更に向上させ、産業事故を未然に防止し、職場のゼロ災害達成を目指す。